

はじめに



|     |            |
|-----|------------|
| 第1章 | 計画の策定にあたって |
|-----|------------|

第1節  
計画策定の意義

本町は、明治2年広尾郡茂寄村の開村に始まり、大正15年には広尾村に改称し、昭和21年9月の町制施行以来、漁業の町として発展を続け、昭和45年に十勝港が道内8番目の重要港湾の指定を受け、平成11年7月に世界に開かれた貿易港として開港しました。

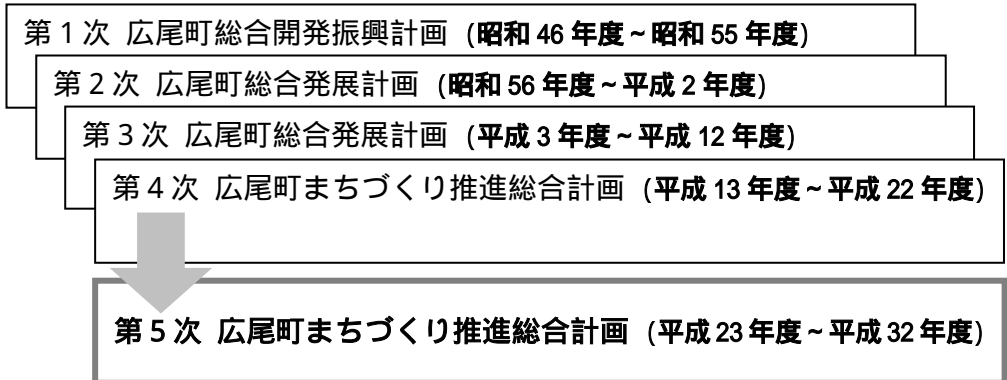
今日まで、漁業や農林業などの第1次産業の振興や港湾整備を図りながら、昭和41年制定の「広尾町民憲章」を基本理念として、住民参加・参画のまちづくりを進めてきています。

本町の総合計画は、昭和46年に第1次計画「豊かな臨海都市」を策定以来、昭和56年に第2次計画「海の文化都市」、平成3年に第3次計画「港と共に躍進するサンタランドのまち・広尾」、平成13年に第4次計画「心豊かにふれあう海と大地・ひろお」とまちづくりのテーマを掲げながら、いずれも計画期間を10年として、さまざまな施策や事業を展開し、その実現に向けて取り組んできました。

今日、我が国の社会・経済の動向は、本格的な人口減少時代に突入する中、少子高齢化のさらなる進行、グローバル化や地球規模の環境問題、中央集権型社会から地域主権型社会への転換、安全・安心の確保、高度情報化の進展、さらには、地方財政の危機的な状況など第4次計画の策定時と比べ、社会・経済状況など地域を取り巻く環境は大きく多様に変化しています。

こうした状況の中で、住民が豊かに生き生きと暮らせるまち、自主・自立したまちであるためには、しっかりとした計画に基づく効果的で効率的な行政運営が必要であり、まちのあるべき姿を明確にし、町民の皆さんと行政がめざす方向を共有しながら、まちづくりを進めていかなければなりません。

この総合計画は、これまでのまちづくりの成果を継承しながら、将来を展望し、本町がめざす将来像とそれを実現するための具体的な施策を明らかにするものとして、今後10年間の本町のまちづくりの方向を示したものです。なお、本計画の策定にあたっては、町民の委員による「まちづくり推進計画委員会」において、「まちづくりワークショップ」や「まちづくり住民意識調査」、「各種団体意向調査」などを実施し、住民と行政がともに創造する体制を取り入れながら計画づくりを行いました。



第2節  
計画の概要

1 計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの最上位計画として位置付けられるものであり、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針を示すものです。また、各分野の計画や構想の柱となる「マスタープラン」として、個別計画における具体的な施策や事業が効果的に行われることとなります。

総合計画では、本町がめざすべき将来像やまちづくりの基本目標を示した「基本構想」を定め、その実現のために必要な主要施策や具体的な事業内容を示した「基本計画」及び「実施計画」を定めます。

2 計画の名称

本計画の名称は、『第5次広尾町まちづくり推進総合計画』とします。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。それぞれ次のような内容及び期間とします。

計画の構成図

|                   |     |     |     |               |                   |               |     |     |     |
|-------------------|-----|-----|-----|---------------|-------------------|---------------|-----|-----|-----|
| 基本構想 (10年間)       |     |     |     |               |                   |               |     |     |     |
| 基本計画 (10年間)       |     |     |     |               |                   |               |     |     |     |
| H23               | H24 | H25 | H26 | H27           | H28               | H29           | H30 | H31 | H32 |
| 第1期(前期)実施計画 (5年間) |     |     |     |               | 第1期(後期)実施計画 (5年間) |               |     |     |     |
| 見直し               |     |     |     | 第2期実施計画 (7年間) |                   |               |     |     |     |
| 見直し               |     |     |     |               |                   | 第3期実施計画 (4年間) |     |     |     |

(1)基本構想

基本構想は、10年後の本町がどのような姿になることが望ましいのか、そのめざす将来像とそれを実現するためのまちづくりの基本目標と政策(施策の大綱)を示すもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

(2)基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標や政策に基づき、具体的な施策展開の方向と指標化が可能な施策に対する達成すべき成果指標・成果目標を定めたものであり、毎年度進ちょく状況を点検します。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

(3)実施計画

実施計画は、基本計画で定めた主要施策の優先度や実効性を考慮して、前期5年、後期5年の10年間で実施する具体的な事業内容を定めたものであり、毎年度進ちょく状況を点検します。また、町財政や社会・経済の変化に対応するため3年ごとに見直しをするものです。

第1節  
社会・経済の  
動向と変化

## 1 人口減少と少子高齢化の社会

我が国の総人口は、平成16年の約1億2,780万人をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成32年の人口が平成16年比約506万人減少するとの推計もあり、今後本格的な人口減少社会を迎えることとなります。

平均寿命は、医療技術などの向上により、平成20年現在で男性79.29歳、女性86.05歳(厚生労働省発表)と過去最高を記録し、世界一の長寿社会となっています。また、女性の結婚についての意識変化と社会進出にともない、未婚・晩婚化が進み、平成20年の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子供の数)の推計は1.37人で、依然と少子化が進行している状況にあります。

人口減少や少子高齢化にともない、地域の活力低下や独居高齢者世帯の増加、人口規模が縮小する中での豊かさの維持、労働力人口の減少化におけるサービスの供給主体の確保、子どもを産みやすく育てやすい環境の整備、さらには、これを支えていく地方自治体の財政状況の悪化など多方面における課題が考えられます。一方、高齢者の豊かな経験と知識を今まで以上に活用し、まちづくりに新たな活力と豊かさを生む可能性を秘めていると考えられ、人々がそれぞれの能力を発揮できる社会づくりを進めることが重要となっています。

## 2 グローバル化の社会

世界は今、経済、文化、社会などさまざまな分野において、国境を越えた活動が活発化しています。一方、グローバル化は、平成19年のアメリカの住宅バブル崩壊に端を発した金融危機による世界同時不況などにもみられるように、さまざまな問題により国が世界の動きに直接影響を受けることや影響を与え合う時代となり、この流れはさらに大きくなることが予想されています。また、世界的な環境やエネルギーなどの問題は、地球温暖化や原油高騰など私たちの暮らしにも大きな影響を与えています。

今後の地域づくりにおいては、世界の動きやつながりを抜きに考えることができない社会になってくることから、地域レベルでの国際化に積極的に取り組み、世界に開かれた魅力ある地域づくりを進めるとともに、世界に貢献できる地域をつくりあげていくことが必要となっています。

## 3 環境と経済調和型の社会

近年、地球温暖化をはじめとする世界規模の環境問題を契機として、食糧やエネルギー資源の有限性、環境面での制約についての認識が強まってきており、従来の大量生産、大量消費・大量廃棄型の社会を見直す機運が高まっています。

また、我が国のエネルギー自給率は、わずか4%にとどまっており、一次エネルギー供給量の5割は石油で占められ、その9割が中東地域に依存しています。こうした中、環境への負荷の少ない環境型社会への転換のほか、省エネルギーの取組や国産エネルギーを増大させる取組が一層重要性を増しています。また、自然志向の高まりとともに自然環境への関心も強まり、自然環境に配慮した取組が求められています。

これからの地域づくりは、産業活動や生活様式のあり方をより環境に負荷を与えない形に変えていくとともに、優れた自然環境の保全とより快適な生活環境を創造するため、持続可能な経済社会づくりを進めていくことが必要となっています。

#### **4 地方分権から地域主権型の社会**

我が国が成熟社会へ変化する中で、多様化、複雑化する諸課題に適切に対応していくために、地域の課題は地域自らが解決する社会システムが求められるようになってきました。明治以来、長期にわたり続いてきた中央集権型行政システムからの転換を図るための地方分権改革推進法が平成18年12月に成立しています。この法律は、高齢者や障がい者の福祉、子育てや教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割がより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することをめざしています。また、文化、産業などの面で地域の個性を生かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することも期待されています。

今後は、地方分権を一步進め、住民や地方自治体が自ら主体的に考え、決断し、行動する「地域主権」の考え方を基調に、住民の力を生かして地域を活性化させ、住民が主体的に判断し活動する「地域主権型社会」への転換を進めていくことが必要となっています。

#### **5 安全・安心の社会**

人口減少や高齢化が進行し、地域における住民相互のつながりが希薄となる傾向が強まる中、医療、年金など暮らしの先行きへの不安が高まっています。また、全国的に凶悪な事件が続発しており、これまでの安全に対する意識を根本から改めなければならない状況にあります。一方、地球温暖化の影響によると思われる台風やゲリラ豪雨の続発、地震や津波などの自然災害の発生により、住民の生命や財産が脅かされるなど大きな被害をもたらしています。普段から災害の防止策の徹底や発生後の迅速な対応など取り組むべき課題は多く、自分の命や家族を自ら守る心構え、防災意識をしっかりと持たなければなりません。

身近に自然とふれあえる恵まれた環境を暮らしやまちづくりに生かして、子どもから高齢者まで誰もが安心して安全に住み続けることができる地域社会を創造することが求められています。

## 6 高度情報化の社会

近年、情報通信技術やコンピューターなどの情報通信機器の飛躍的な発達は、生活の利便性を急速に向上させ、生産性を高める企業活動にとって重要な社会基盤となっています。このような情報通信技術の発達により、情報の自由なやり取りが可能となるネットワーク社会が進みつつあり、企業間、地域間のボーダーレス化（無境界）など社会経済のあり方が変化してきています。一方、私たちの日常生活においても、インターネットを利用した電子メールや携帯電話メールなどの普及により、人と人とのつながりのあり方や社会生活の面における変化をもたらしています。

今後、こうした情報通信機器の活用には、人と人とのふれあいや温かさが不足するといった懸念や操作ができない方々への配慮、個人情報への漏えいなどへの対策を十分に行い、行政サービスの提供の充実が必要となっています。

## 1 関連計画等の方向

本計画「第5次広尾町まちづくり推進総合計画」は、本町のまちづくりの考え方を町内外に明らかにする計画であります。国・道・十勝広域圏などの関連計画との関係を図っていく必要があります。本町のまちづくりの方向を考えるうえで踏まえておく必要がある計画には、国土形成計画(全国計画)、新・北海道総合計画、第3次十勝ふるさと市町村圏計画があり、次のような方向が示されています。

### (1) 国土形成計画の全国計画(平成20年度～29年度)

本計画は、量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」への転換を図る計画として位置づけ、国主導から全国計画と広域地方計画の二層の計画体系(分権型の計画づくり)の枠組みで構成されています。

#### 1) 新しい国土像

多様な10の広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。

#### 2) 新しい国土像実現のための戦略的目標

グローバル化や人口減少に対応する国土の形成

東アジアとの円滑な交流・連携      持続可能な地域の形成

安全で美しい国土の再構築と継承

災害に強いしなやかな国土の形成      美しい国土の管理と継承

### (2) 新・北海道総合計画(平成20年度～29年度)

平成20年度からスタートした本計画では、「北海道のめざす姿」が次のように掲げられています。また、道内6ブロックの連携地域の共通目標や十勝連携地域の地域づくりの方向が示めされています。

#### 1) 北海道のめざす姿

人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道

世界に躍進する産業

恵み豊かな大地で人々が希望をもって働き、世界に躍進する産業が展開する自立した北海道

ゆとりと安心のある暮らし

水と緑輝く北国の自然の中で循環と共生が社会に根つき、暮らしにゆとりと安心を実感できる北海道

個性と活力に満ちた地域

地域主権の取組が広がり、個性豊かで活力に満ちた地域に、誇りと愛着をもって住み続けられる北海道

#### 2) 道内6ブロックの連携地域のめざす姿

地域主権の取組が広がり、個性豊かで活力に満ちた地域に、誇りと愛着をもって

住み続けられる北海道

多様なネットワークに支えられ持続可能で活力ある地域

個性豊かで国内外を魅了する地域

地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域

3) 十勝連携地域の地域づくりの方向

食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上

十勝ブランドの形成による農林水産業の競争力強化

豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進

バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出

グリーンツーリズムなど地域の産業と連携した体験・滞在型観光の展開

安心して暮らせる地域医療の確保

暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

(3) 第3次十勝ふるさと市町村圏計画(平成20年度～平成29年度)

十勝管内19市町村広域圏の本計画では、次の目標とその実現のための施策5点を挙げ、方向を示しています。

1) 地域づくりの目標

地域主権型社会にふさわしい自主・自立性に富んだ、持続可能な発展をめざす十勝圏

2) 目標を実現する施策

健康で安全・安心に暮らせる地域づくり

恵まれた自然環境を守り、生かす地域づくり

十勝ならではの資源を育み、発信する先進的でたくましい地域づくり

地域間交流と連携・協働による自立した地域づくり

心の豊かさ、感動、生きがいを実感できる活力ある地域づくり

2 期待される広尾町の役割

新・北海道総合計画や第3次十勝ふるさと市町村圏計画において、十勝圏は、特に大規模な土地利用型農業を主体に、日本の食糧生産基地としての役割が期待されており、安全で良質な食糧を安定的に供給するクリーン農業を基本に、多様な農業経営の展開が求められています。

十勝圏を構成する本町は、食糧生産地域を背後圏として、圏内における唯一の海の玄関口として重要港湾を有し、農業などの関連産業や生活消費物資の流通拠点としての役割が、圏内外の市町村から求められています。さらに、配合飼料を製造・保管する道内有数のコンビナートが十勝港に進出し、食糧生産地域への安全・安心で、安定的な飼料供給に期待が高まっています。



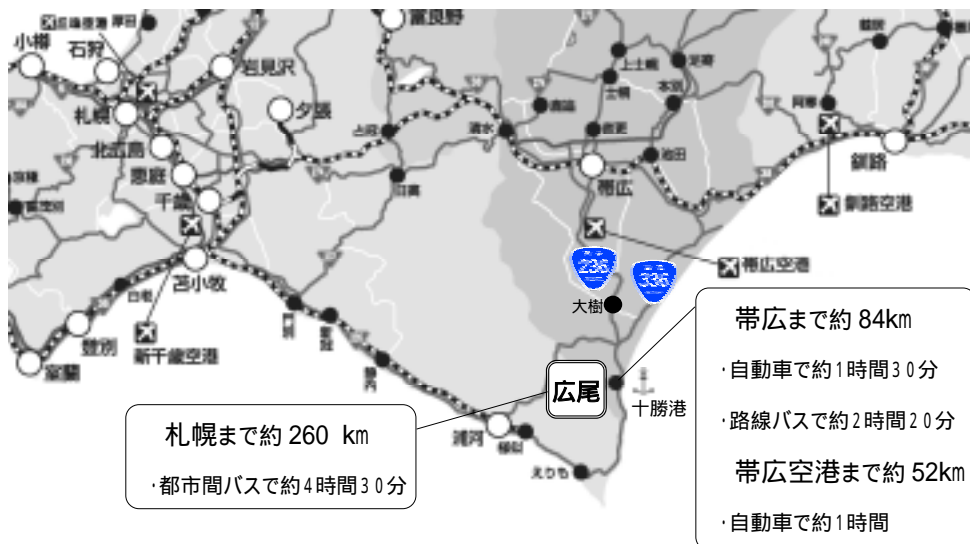
## 1 位置・地勢・自然

### (1) 十勝管内の最南端に位置

本町は、十勝管内の最南端、北緯42度15分、東経143度18分に位置し、面積596.16km<sup>2</sup>の広さを有しており、北は大樹町、南はえりも町、東は豊かな水産資源を有する太平洋、西は秀峰日高山脈を境界に、日高管内のえりも・浦河の両町に接しています。

十勝管内の中核都市である帯広市まで84kmで、車で約1時間30分、北海道の産業・経済の中心地札幌市まで260kmで、札幌市と結ぶ都市間バスで約4時間30分の距離にあります。現在、帯広・広尾自動車道の整備が進められており、完成するとスムーズな交通の流れによる所要時間の短縮が期待されています。また、東京、名古屋線が開設されている帯広空港まで約52km、車で約1時間の距離にあります。

町内に国道は、帯広から天馬街道を通り日高と結ぶ236号(帯広～浦河)、浦幌からえりも町を経由する336号(浦幌～浦河)の2路線と主要道道(広尾・大樹線)が交差し、十勝と日高を結ぶ交通の要所となっています。



### (2) 大海原と緑豊かな大地

本町は、東側に太平洋、西側には、楽古岳(1,472m)や十勝岳(1,457m)をはじめとする1,000m級の日高山脈の山々がそびえ立ち、雄大な自然景観を形成しています。その山系に源を持つ豊似川、野塚川、楽古川、広尾川、音調津川の5本の河川が太平洋に注ぎ、豊似・野塚・楽古の3本の河川の両岸に酪農や畑作に適した大地が広がっています。

### (3) 海洋性の温暖な気候

太平洋に面した本町は、北からの千島海流と南からの日本海流とが混じり合う地点に位置しています。これによって発生する霧により夏は比較的涼しく、年間を通じた降雨量(降雪)は多いものの十勝管内では最も暖かく、昼夜の寒暖の差も比較的少ないなど、海洋性気候の影響を受けて温暖な気候です。

## 2 広尾町のあゆみ

本町は、十勝で最も歴史のある町として江戸時代から経済・産業の中心地として繁栄するなど、今日まで発展を続けています。ここでは、本町の経済・産業、まちづくりの視点から、これまでの歩みを振り返ってみることにしました。

### (1) 蝦夷地とトカチ支配(明治以前)

寛文6年(1666年)にトカチ場所の知行主であった松前藩家老の蠣崎蔵人広林(かきざき・くろうど・ひろしげ)が主君の矩広(のりひろ)の安泰を祈願して、トカチ明神社(現十勝神社)に円空作仏像を奉納したことが仏像の背後に記述されています。このことから、1666年以前から広尾の地に和人が住んでいたことになり、以後、明治2年まで現在の北海道は蝦夷地として、幕藩体制の中で支配されていました。

寛政11年(1799年)に松前藩の支配の中で、経済、産業の中心的な役割を果たしていたトカチ場所など各地にあった「場所」の請負制度が廃止され、従来の場所運上屋が「会所」に改称され、トカチ会所が美楼(びろお;現町内会所前)の地に建ち、トカチ一体を支配していました。安政6年(1859年)、蝦夷地の警備で仙台藩がトカチを領有し、円山(現広尾小学校敷地)に陣屋が置かれましたが、幕藩体制が崩壊し明治の時代に移りました。

### (2) 茂寄村誕生と開拓(明治・大正)

明治2年に蝦夷地が北海道と改称され、十勝国は1国7郡51村に画定し、広尾郡茂寄村(現広尾町)が誕生しました。この頃の茂寄村は、漁業や狩猟を中心に先住民や和人が混在し、十勝で最も人口が多い地域でした。同年、北海道開拓使が置かれ開発が進められる中、十勝の経済・産業の中心地であった茂寄村は、沿岸からの生産物資や生活物資の移出入の拠点として繁栄を続け、都市機能の整備が図られていきました。

農業者の移住は、明治20年、野塚12線17番地に山本権兵衛が富山県人の堂場弥吉など13人を伴い無願開墾から始まりました。明治30年の土地解放後は、東北、北陸など各県から入植が激増しましたが、凶作や病虫害などの被害により、苦難を極めた開拓の歴史であったと言われています。明治39年に茂寄村は2級町村制施行し、当縁郡廃止により現大樹町が茂寄村に合併、戸数及び人口は、871戸、4,171人でした。

### (3) 広尾村から広尾町に改称(昭和元年～昭和30年)

大正15年に茂寄村を広尾村に改称。さらに昭和3年に広尾村から大樹村が分村し、広尾村の戸数及び人口は、1,034戸、5,860人でした。昭和20年、戦後、復員者や樺太からの引揚者が急増しましたが、産業活動が極度に停滞するなど、経済の著しい混乱状況が続いた時期でした。昭和21年に町制施行

し、昭和22年に地方自治法が制定され、町長も官選から公選になり、戦後日本の再建、復興のため、広尾町も食糧増産が求められ、第1次産業を重点とした農林漁業の振興策が図られていた時代でした。

(4) 好景気に沸き人口が最高に(昭和31年～昭和45年)

昭和31年以降、戦後の復興期から経済の高度成長期に入り、全国はもとより広尾町も好景気に沸く時代が続きました。この高度成長期は、生産力の拡大、完全雇用、所得水準の飛躍的な向上が実現しましたが、一方では、社会資本整備の立ち遅れや物価の高騰、過疎・過密の進行、公害などによる環境の悪化などひずみを生じさせることになりました。昭和40年の国勢調査で広尾町の人口が1万3,598人と最高を記録しました。

(5) 第1次総合開発振興計画がスタート(昭和46年～昭和60年)

高度成長を続けてきた我が国の経済は、昭和48年の第1次石油危機により諸物価が高騰し、その翌年には初のマイナス成長となり、安定成長期へと移行しました。昭和46年に広尾町で初めて策定した第1次広尾町総合開発振興計画をスタートさせ、市街地と農山漁村との均衡ある発展を推進し、生産と生活が調和する豊かな臨海都市の創出を目標としました。

昭和56年に第2次総合発展計画がスタートし、物の豊かさから心の豊かさを回復することに努め、隣人愛や連帯性を再確認しながら、連帯意識と自ら解決していこうとする自治意識を確立することを目指しました。同年に青少年の健全育成と観光の両面を目的としたシーサイドパーク広尾がオープンしました。

(6) 十勝海洋博覧会を開催(昭和61年～平成11年)

昭和61年以降、大幅な円高を背景に我が国の産業構造が急激に変化しました。昭和63年に小さな町の大きな挑戦をテーマに、開町120年記念事業として「十勝海洋博覧会」を開催しました。平成3年に第3次総合発展計画がスタートし、21世紀への助走となる新しい時代に対応した個性的なまちづくりの推進を目標としました。

国においては内需主導型の経済構造への転換などの課題を克服しつつ、民間消費や設備投資に支えられて内需主導型の成長が続いたものの、平成3年にバブル崩壊と呼ばれる株価や地価の大幅な下落により大きな打撃を受け、平成9年には景気後退の局面に入るなど、本町を取り巻く状況も大きく変革の時期に入りました。

(7) ゆるやかな景気拡大期から世界同時不況(平成12年以降)

長期間にわたる景気の低迷や内需主導型経済への移行、少子高齢化社会の進行など、これまでの地域社会の役割や地域振興の方向にも大きな変革が

求められました。本町においても産業と生活の両面において、新たな改善、質的な向上と飛躍が求められ、特に暮らしや心の豊かさが実感できる地域社会の実現をめざし、平成13年に第4次まちづくり推進総合計画がスタートしました。

平成14年から国内の景気が拡大し、戦後最長の景気回復期間とされてきた「いざなぎ景気」を超える69か月間を記録しました。平成19年にアメリカの住宅バブルの崩壊に端を発した金融危機による世界同時不況は、世界規模の恐慌への発展が危惧されました。我が国においてもかつてない経済不況に陥り、株価暴落や急激な円高による輸出産業の低迷など、派遣社員の大量解雇など失業問題のほか、燃油や飼肥料の高騰などが社会的な問題となり、本町の漁業、農業などの基幹産業へも大きな打撃を与えました。

平成22年には、十勝港で配合飼料を製造・保管する道内有数のコンビナートが完成し、十勝地域内外への安全・安心で、安定的な飼料供給に期待が高まっています。

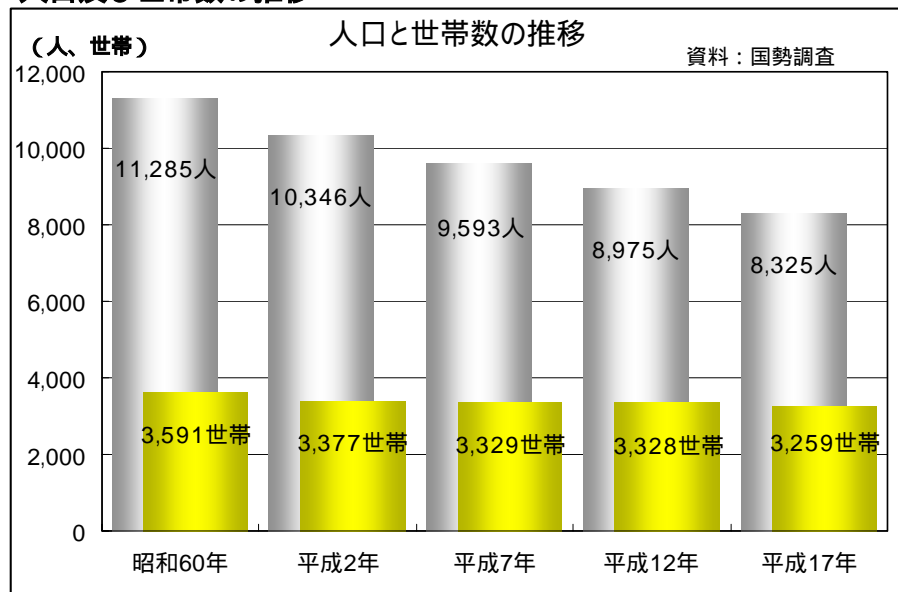
### 3 人口の状況

#### (1)人口と世帯数

本町の人口は、昭和40年の国勢調査での1万3,598人をピークに減少し、昭和55年の同調査で多少増加がみられたものの、その後は減少を続け、人口が1万人を割った平成7年の同調査では、9,593人で、10年後の平成17年には8,325人となっており、10年間で人口が1,268人減少しています。また、総世帯数は、人口の急激な減少の割に減少幅が小さくなっています。その一方で1世帯当たりの人員数は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

人口減少の主な要因として、水産資源の減少や大規模農業への転換などによる、経営者の廃業や雇用の場の減少による転出のほか、少子高齢化による社会的自然減によることが大きいと考えられます。

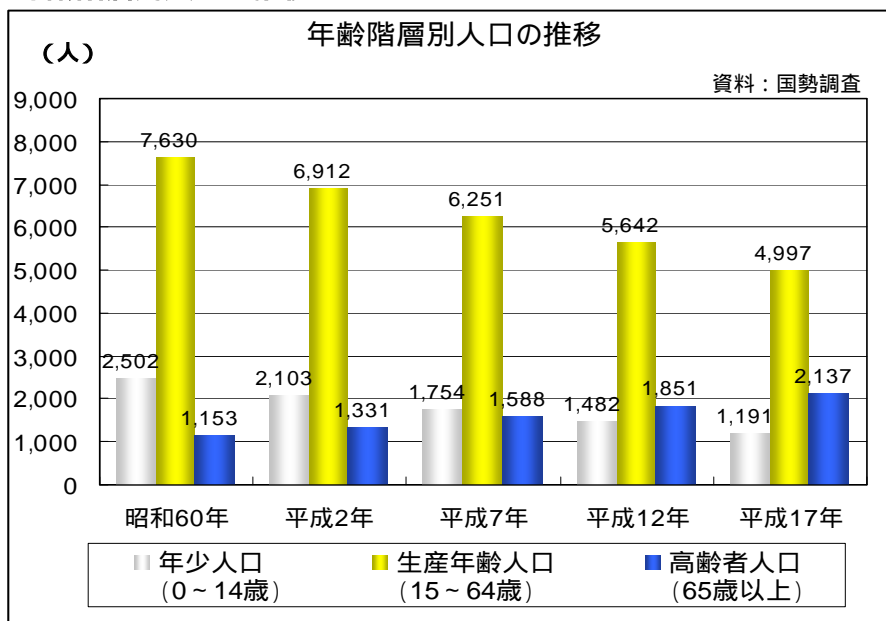
#### 人口及び世帯数の推移



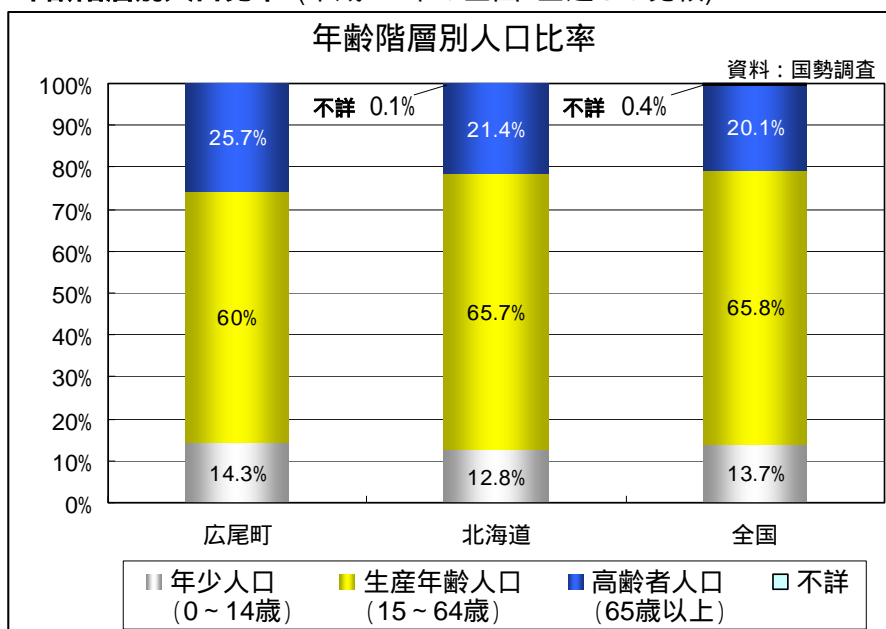
## (2) 年齢別人口構成

年齢階層別人口構成比の推移を見ると、平成7年から平成17年の10年間で、15歳未満の年少人口は563人の減少、65歳以上の高齢者人口は549人の増加となっており、本町においても少子高齢化が進んでいます。

### 年齢階層別人口の推移



### 年齢階層別人口比率 (平成17年の全国・全道との比較)



## (3) 人口動態

### 自然動態

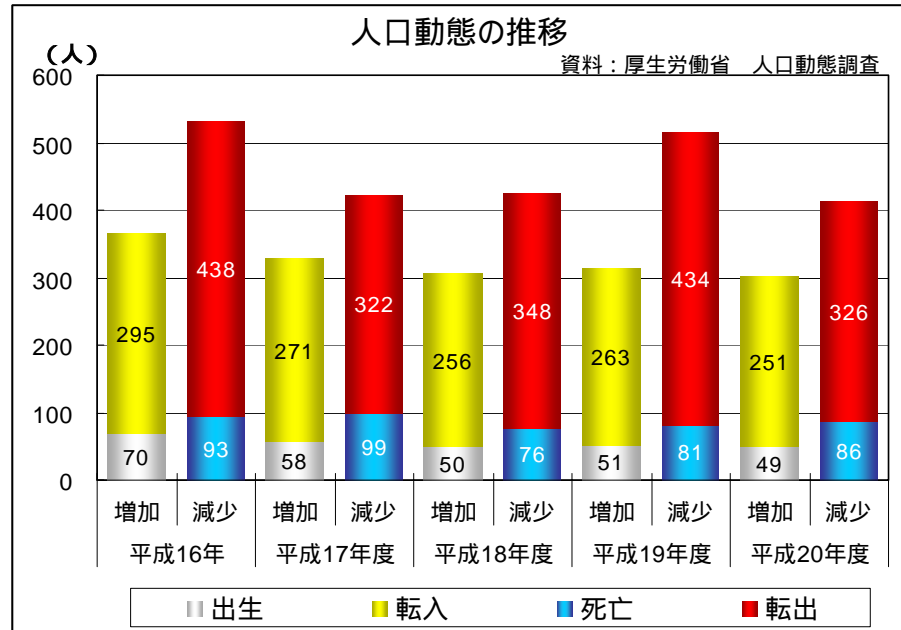
出生数から死亡数を引いた推移をみると、各年とも出生数が死亡数を下回っています。

### 社会動態

転入者数から転出者数を引いた推移をみると、各年とも転入者が転出者を

下回っています。

### 人口動態の推移

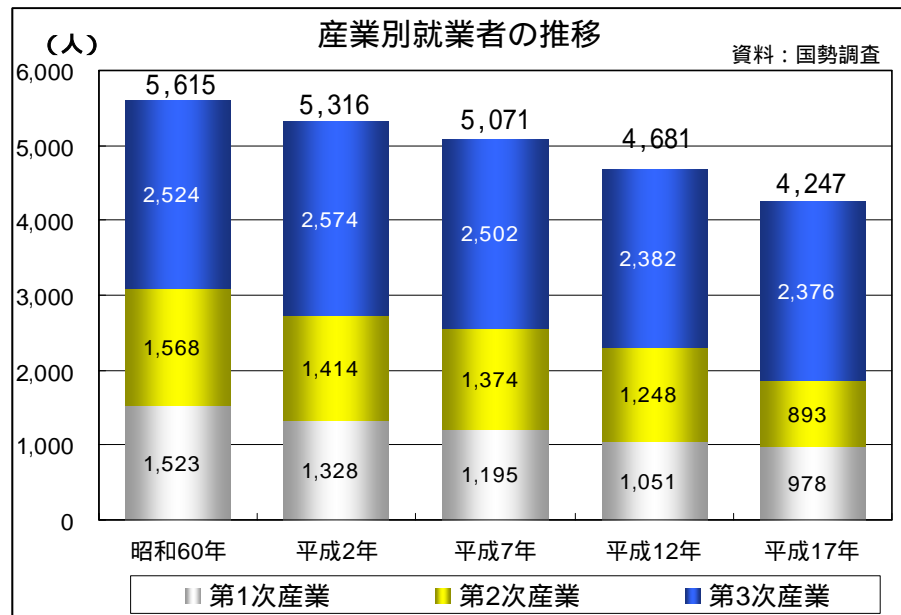


## 4 産業の状況

### (1) 産業別就業人口

平成17年における国勢調査での本町の就業人口は4,247人であり、平成7年から平成17年の10年間で824人減少しています。その内訳としては、第1次産業人口が217人の減少、第2次産業が481人の減少、第3次産業が126人の減少となっています。

### 産業別就業者の推移

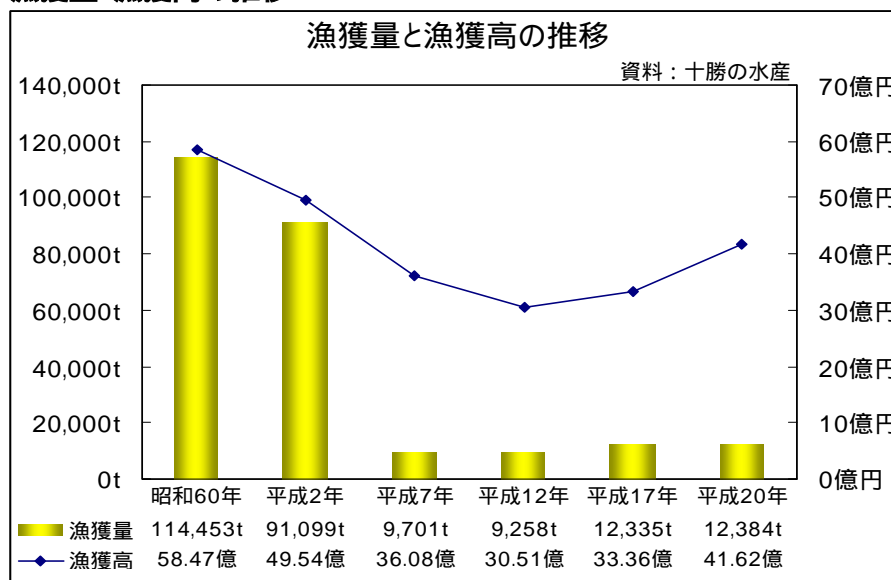


(2)各産業の状況

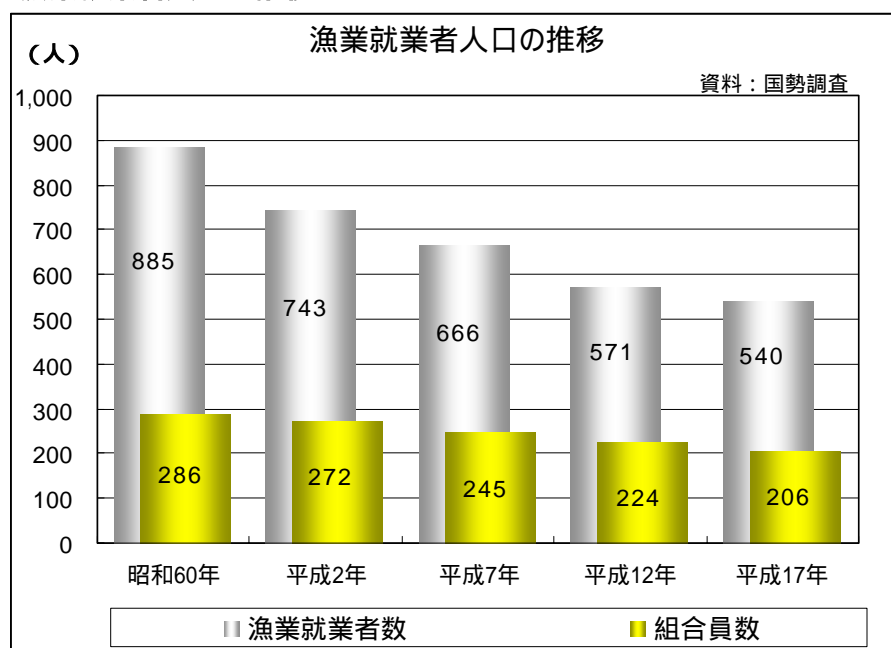
**漁業**

本町の漁業は、沿岸漁業を主体にサケ、スケトウダラ、シシャモ、イカ、毛ガニ、ツブ、昆布など多くの水産物が水揚げされます。平成20年の漁獲量と漁獲高は、1万2,384t、約41.6億円で、平成7年の9,701t、約36億円と比較すると漁獲量が2,683t、漁獲高が約5.6億円の増加となっています。昭和60年と平成2年の漁獲量が9万tを超えているのは、イワシの水揚げが多かったことによります。平成17年の漁業就業者人口は540人で、平成7年の666人と比較すると10年間で126人減少しています。また、漁協組合員数についても、平成17年が206人で、平成7年の245人と比較すると39人減少しています。

**漁獲量・漁獲高の推移**



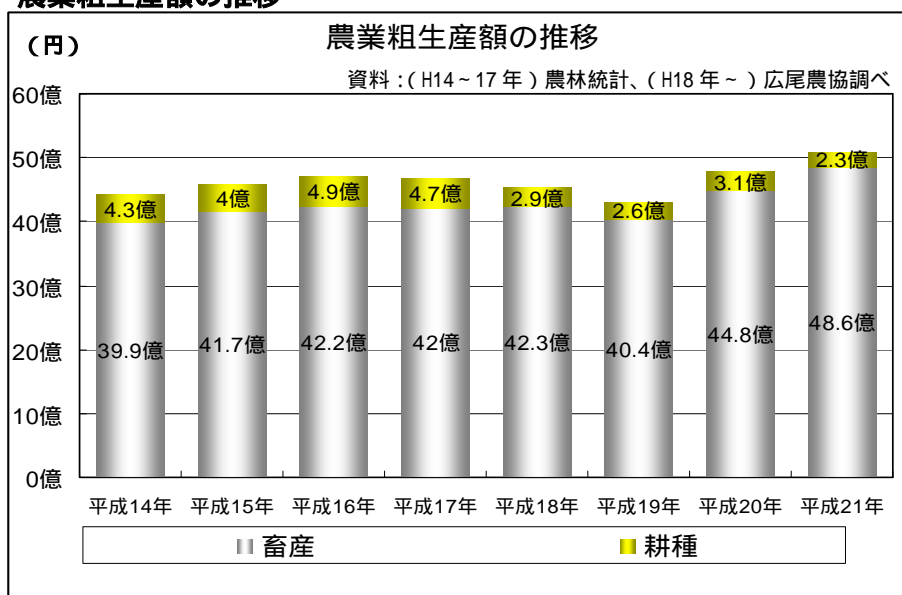
**漁業就業者人口の推移**



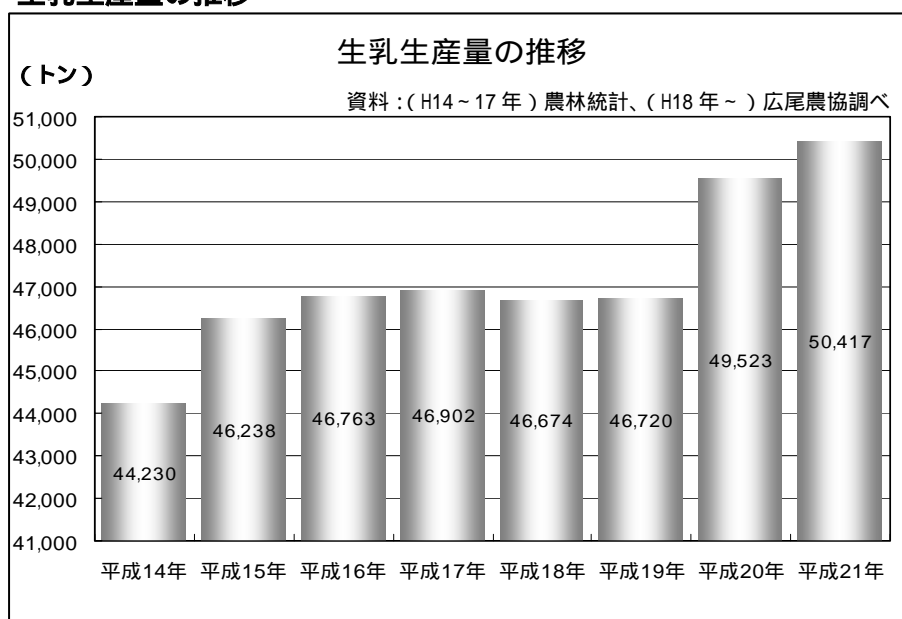
## 農業

本町の農業は、酪農業や畜産業が主体で、畑作栽培農業は複合的に行われています。平成21年の家畜飼養頭数は、乳用牛が1万581頭、肉用牛が1,488頭となっているほか、農用地は6,458haとなっています。平成21年の農業生産額は約50.9億円で、乳用牛と肉用牛を合わせた畜産物が約48.6億円の95.5%、馬鈴薯やてん菜などの農産物が約2.3億円の4.5%の割合となっており、平成14年の農業生産額約44.2億円と比較すると約6.7億円の増加となっています。また、平成21年に生乳生産量が初めて5万tを超え、大幅に増加しています。平成17年における農林業センサスでの農家戸数及び農業就業人口は、125戸の339人であり、平成7年の141戸、382人と比較すると10年間で16戸、43人減少しています。

### 農業粗生産額の推移

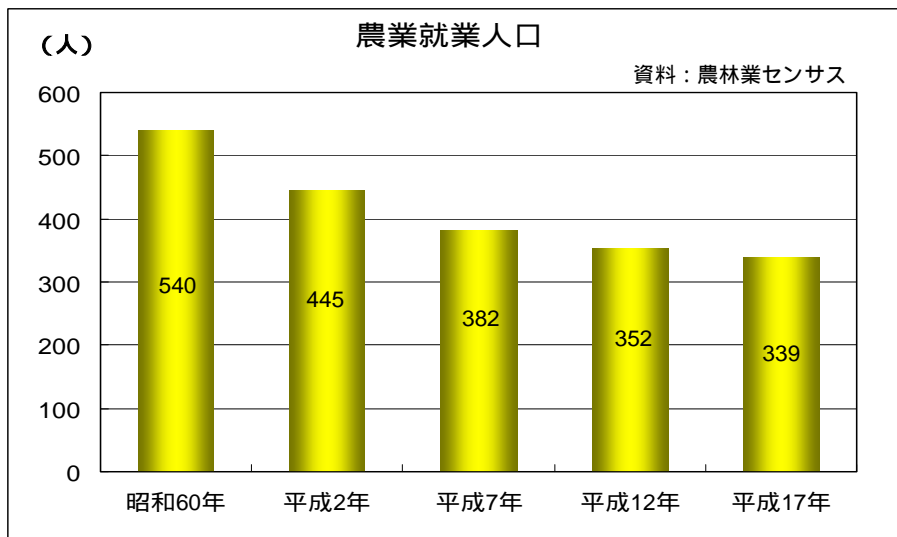
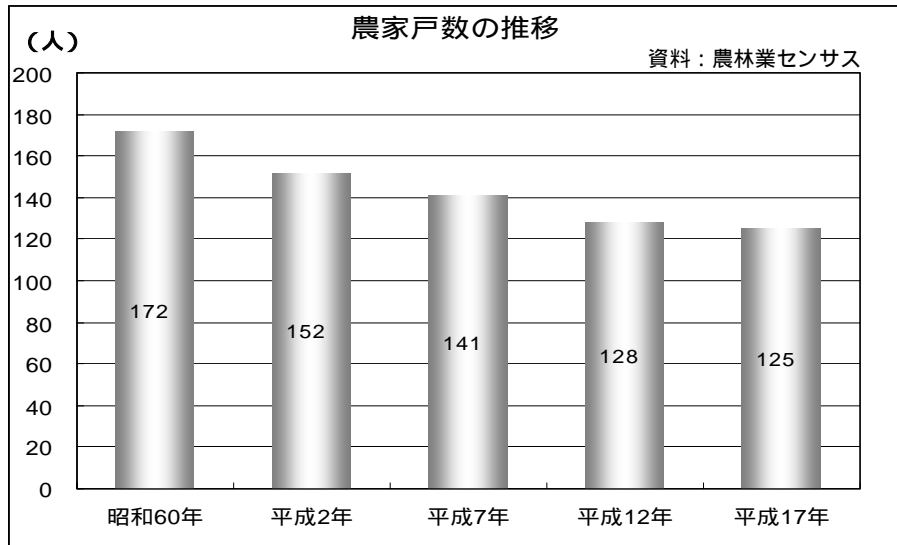


### 生乳生産量の推移





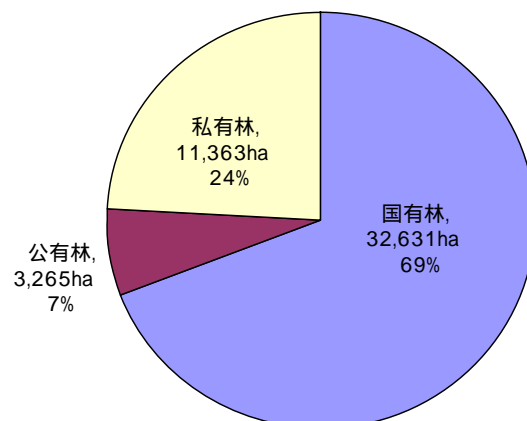
## 農家戸数と農業就業人口の推移



### 林業

本町の80%を占める森林面積は、国有林69%(3万2,631ha)、町有林を含めた公有林が7%(3,265ha)、私有林24%(1万1,363ha)の割合となっています。森林形態は、立木地面積1万3,563haのうち、人工林42%、天然林58%(平成19年)を占めています。

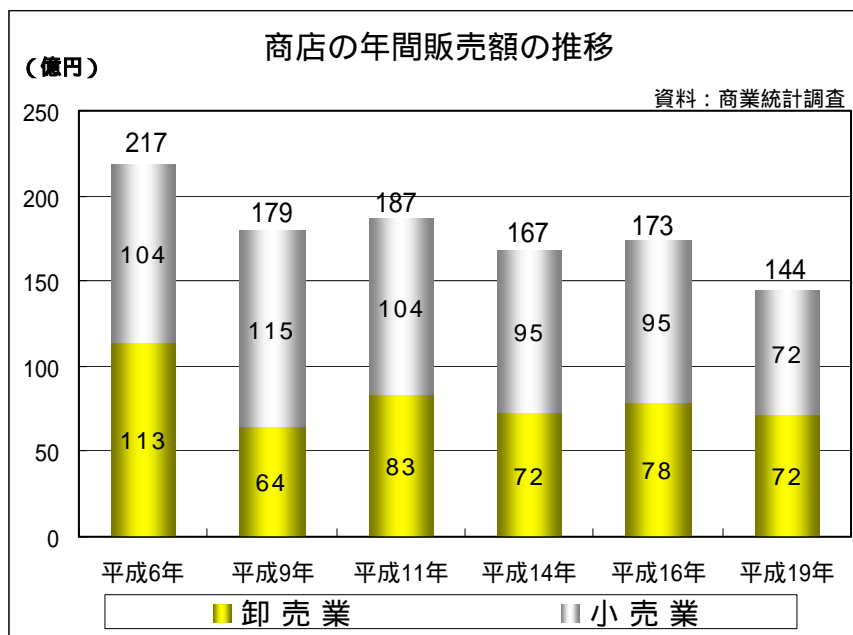
### 国有林・公有林・私有林の面積



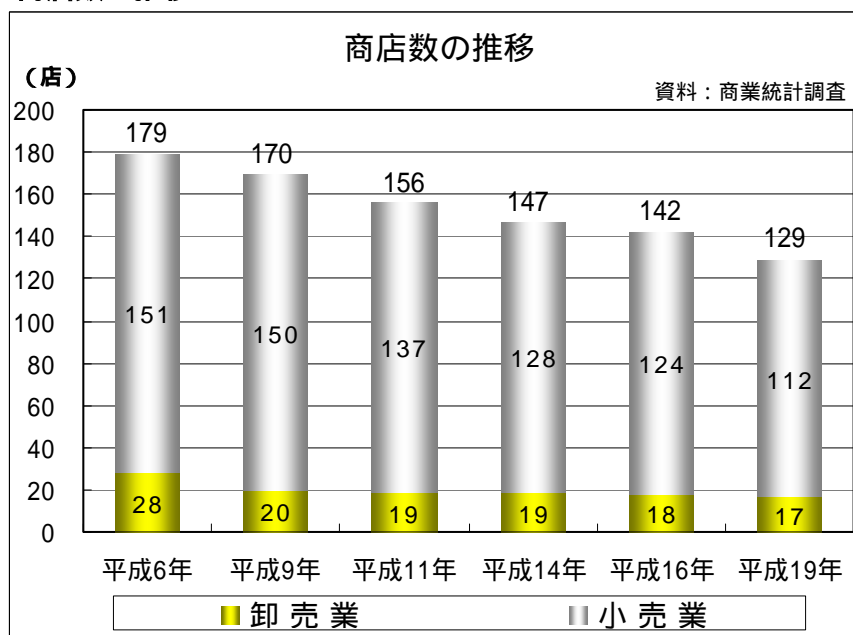
## 商業

平成19年の商店販売額は約144億円で、そのうち卸売業約72億円(50%)、小売業約72億円(50%)となっており、販売額がその年によって増減を繰り返しながら大幅に減少しています。平成9年の販売額約179億円と比較すると、10年間で約35億円減少しています。平成19年の商店数及び商店従業者数は、129事業所の633人であり、平成9年の170事業所、827人と比較すると、10年間で41事業所、194人減少しています。

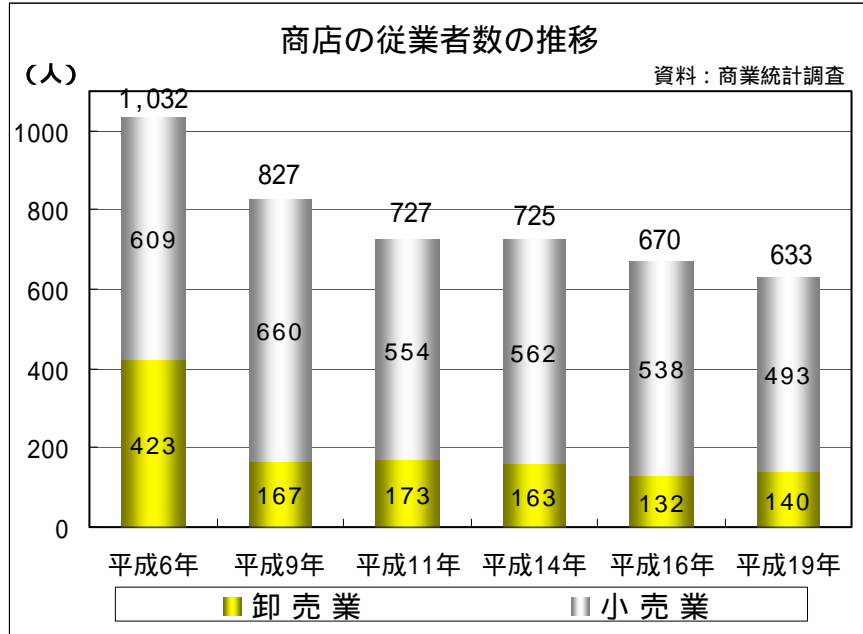
### 商店の年間販売額の推移



### 商店数の推移



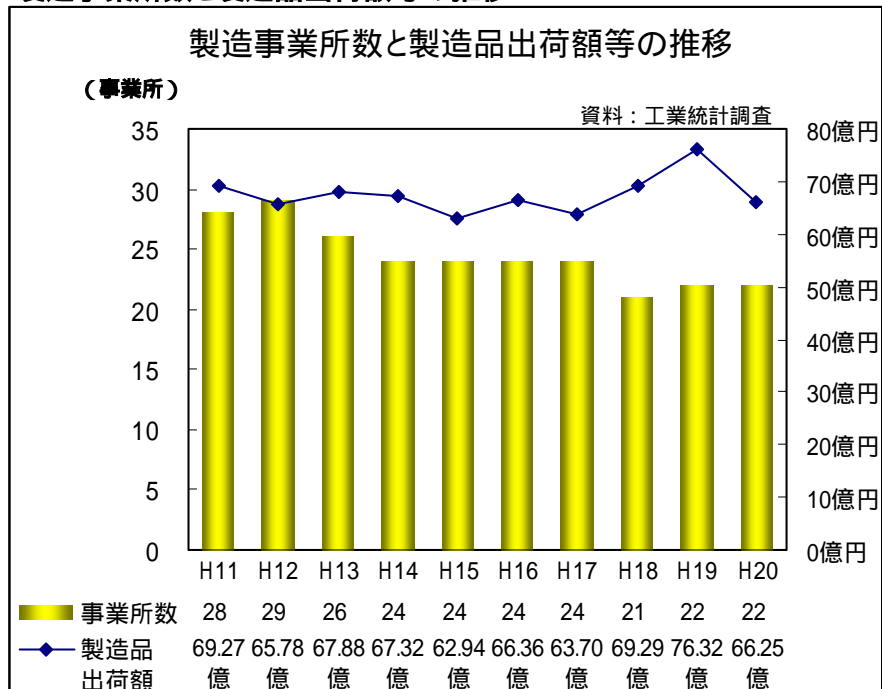
## 商店の従業者数の推移



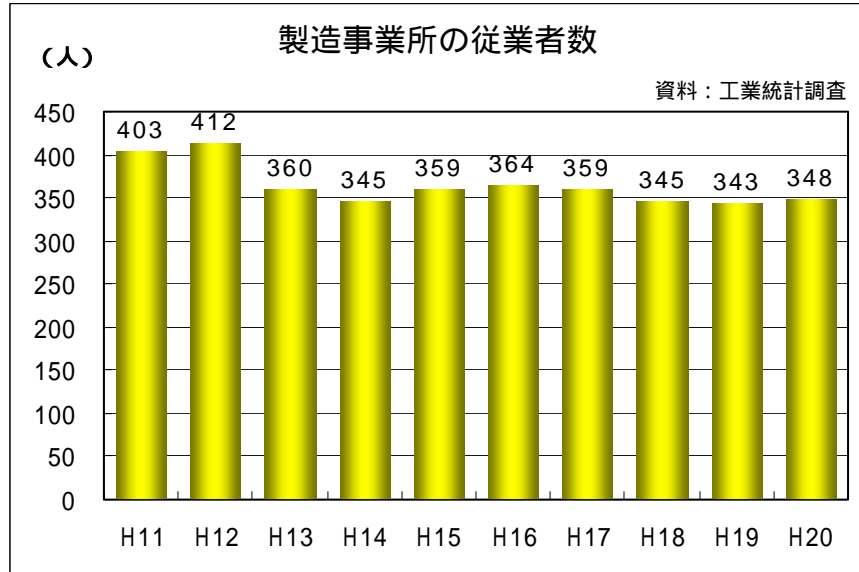
## 工業

本町の製造業は、食料品製造業、輸送用機械器具製造業、木材・木製品製造業などが中心となっています。平成20年の製造事業所数と製造品出荷額は、22事業所、約66.2億円で、平成11年の28事業所、約69.2億円と比較すると、6事業所、約3億円の減少となっています。平成20年の製造事業所の従業者数は、348人で、平成11年の403人と比較すると55人の減少となっています。

## 製造事業所数と製造品出荷額等の推移



## 製造事業所従業者数の推移



## 観光

本町の平成21年度観光入込客数は、約10万3,900人であり、近年は減少傾向となっています。

主要な観光資源には、日高山脈襟裳国定公園を中心に、襟裳岬に向かう黄金道路、日高管内浦河町に通じる天馬街道など自然に恵まれた景勝地があります。

また、サンタランドのシンボルゾーンである大丸山森林公園(サンタの山)には、クリスマス関連グッズなどが展示してあるサンタの家やサンタの部屋のほか、キャンドルが製作できるサンタ工房などの施設があります。毎年10月末には、サンタの山で町内外から多くの皆さんが参加し、サンタランドツリー点灯式が行われます。

さらに、「観る・味わう・楽しむ」を基本コンセプトに実施している、つつじまつり、十勝港まつり(十勝港海上花火大会)、海鮮山鮮まんぷくまつりの「広尾3大祭り」には、道内から多くの観光客が訪れます。

## 5 財政の状況

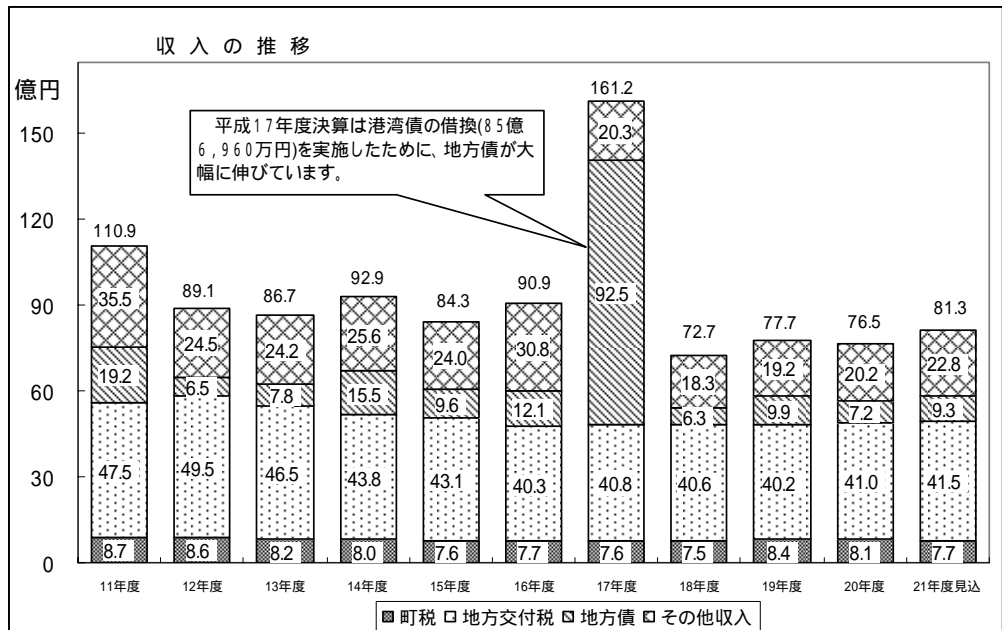
### (1) 一般会計の収入と支出の状況

収入については、町税は税源移譲により底上げが図られたものの、20年度決算は前年度決算を下回る状況にあります。景気の低迷による雇用者所得などの減少により、今後も大幅な税収増は難しいと予想されます。

地方交付税は、平成16年度以降ほぼ同額で推移しており、収入面では依然として厳しい見通しに立たなければならない状況となっています。

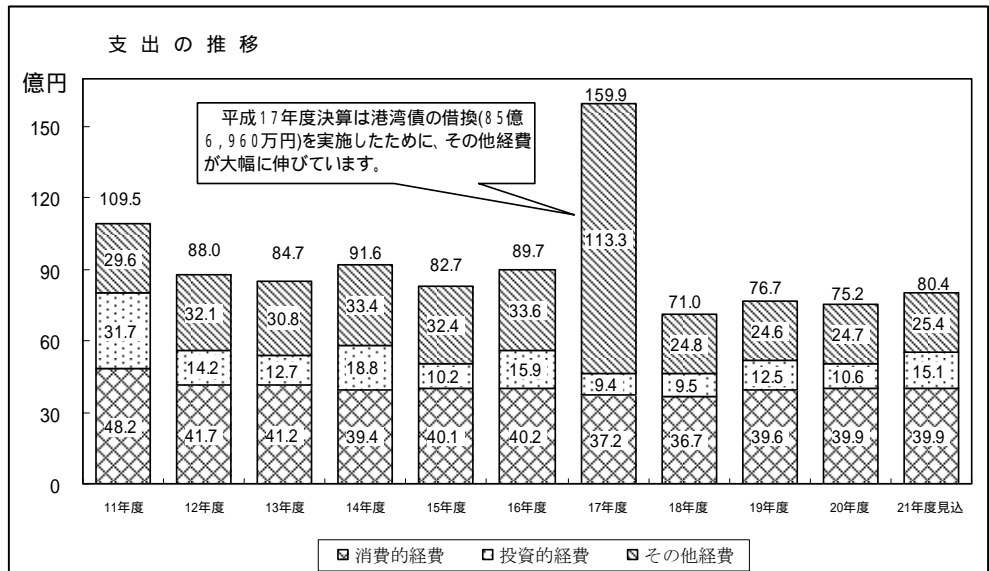
町税などの町の独自収入は、収入全体のおよそ2割程度であり、国や道から

交付される地方交付税、支出金などへの依存度が高く、財政の基礎体力が低い自治体といえます。



支出については、自主・自立推進プランの取組により、公債費平準化や人件費の削減、事務事業の見直しなど、支出の抑制に努めていますが、少子高齢化の対応のための扶助費や、公共施設の老朽化による維持補修費などの消費的経費が増加傾向にあります。

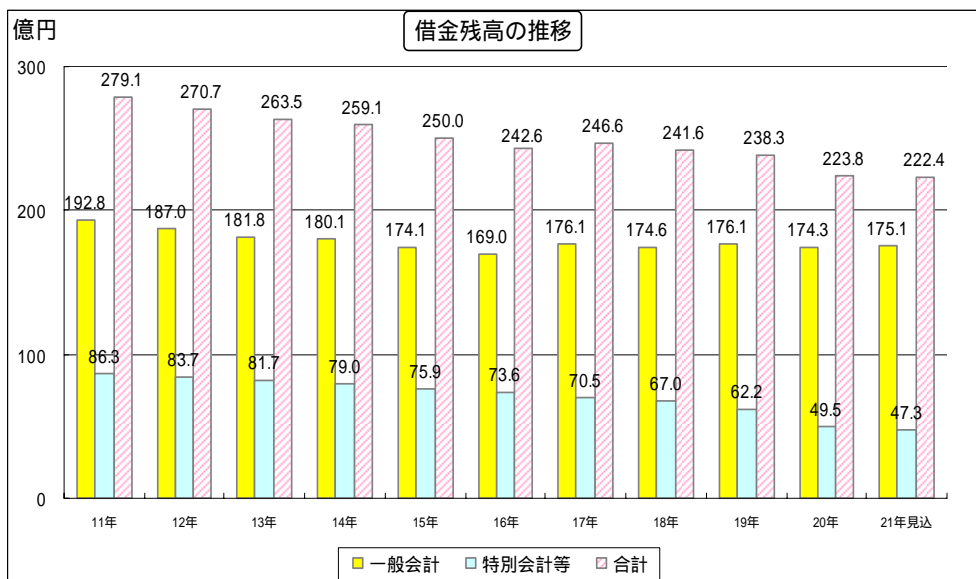
限られた財源の中で、様々な行政ニーズに対応するために、今後も行政改革に取り組む必要があります。



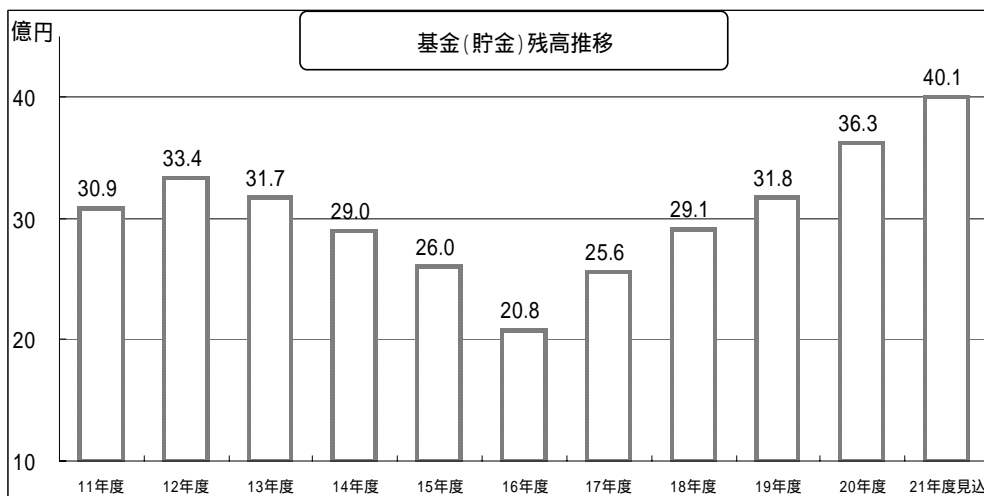
## (2) 借金残高と貯金残高の状況

平成20年度末の町の借金残高は、港湾借換債85億6,960万円を含む会計全体で223億円、21年度末は222億円となる見込です。平成11年度をピークに減少してきてはいますが、依然として高い水準にあります。このことは将来世代に大きな負担をかける状態であること、さらには今後の金利の上昇に対して、

もろい状態にあることをしっかりと認識する必要があり、克服していかなければならない大きな課題です。引き続き、自主・自立推進プラン及び第4次行政改革の取組を基本に借入額の抑制に努め、財政の健全化を進めます。



平成20年度末の町の貯金である基金残高は36億円、21年度末は40億円となる見込みです。借金の返済財源として、減債基金への計画的な積み立てを継続して実施します。



### (3) 各財政指標の状況

#### 経常収支比率

財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。

地方税・普通交付税など、使いみちを制限されない毎年収入される性質の収入(経常的な収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出(経常的な支出)の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

平成19年度の経常収支比率の全道平均は92.0%、本町は88.2%でした。

平成20年度の経常収支比率は88.1%で、扶助費の増加傾向に対し人件費の削減などによりほぼ前年並みの数値で推移しています。

### 実質公債費比率

一般会計の借入金の返済額及び公営企業など、他の会計や近隣市町村との一部事務組合のこれに準じる繰出金、負担金などを含めた額の大きさを見るための指標で、資金繰りの危険度を示します。

平成19年度の実質公債費比率の全道平均は14.4%、本町は11.8%でした。

平成20年度の本町の実質公債費比率は15.4%で将来負担比率と共に財政健全化法の基準を下回っています。

### 将来負担比率

一般会計の借入金(町債)や将来支払っていく可能性のある負担などの残高の程度を見るための指標で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

平成19年度の将来負担比率の全道平均は138.3%、本町は119.0%でした。

本町の平成20年度の将来負担比率は142.2%となりました。

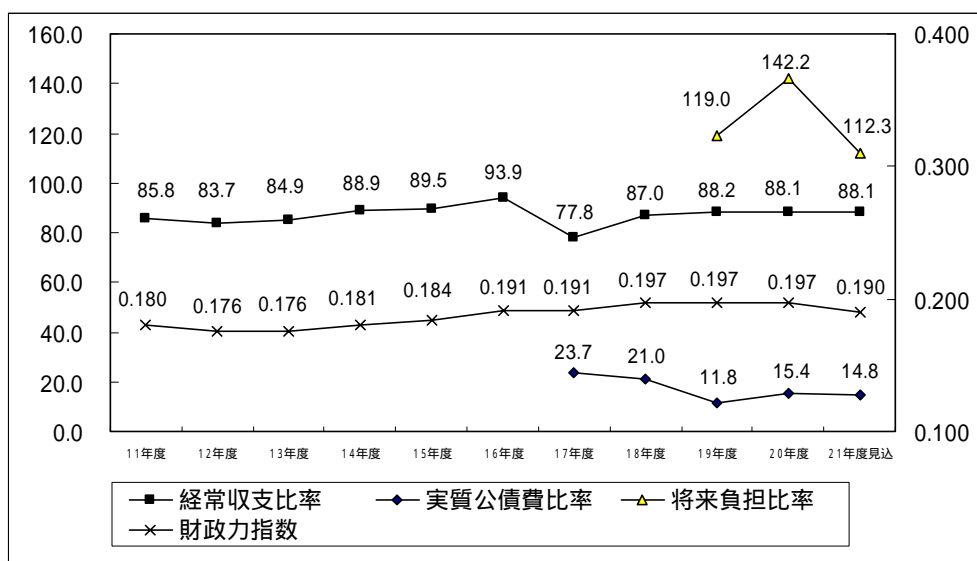
### 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需用額で割って得た数値の過去3か年の平均値のことで、地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。

財政力指数が高いほど財源に余裕があるとされ、1を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

平成19年度の財政力指数の全道平均は0.459%で、本町は0.197%でした。

本町の財政力指数はここ数年横ばいの状況となっています。



## 第4節 まちづくりの 主要課題

新しいまちづくり計画の策定にあたり、これまでの住民意識調査や各種団体意向調査などの結果に加え、町民の方々に構成するまちづくり推進計画委員会の意見を集約し、本町を取り巻く社会の動向や行政として課題意識の高い事項などを総合的にとりまとめ、主要な課題を次のように整理しました。

### 1 農林水産業を中心とした産業が活性化するまちづくり

本町の漁業は、幅広い関連産業に活力を与えるなど、地域経済の発展に重要な役割を果たしています。しかし、資源の枯渇化などに伴う漁獲量の減少や輸入枠の拡大による魚価の低迷、後継者不足など、漁業環境は厳しさを増しており、資源管理型漁業の推進に向けた一層の取組が必要となっています。

一方、農業は、生乳を中心に農業生産額が安定しつつありますが、乳製品の需要低迷や燃料・飼料の価格高騰などにより経営が圧迫されるなど、厳しい状況に直面しており、生産基盤の整備・強化や経営の効率化の促進などの取組が必要となっています。また林業は、木材生産のほか、国土保全や地球温暖化防止など多様な機能が期待されており、植林や除間伐など適切な森林整備による森林の保護を図るとともに、地場産木材の地産地消や間伐材の有効利用の取組が必要となっています。

重要港湾十勝港は、「北の農業を支える港・アグリポート」をめざした港湾整備を進めており、平成23年4月には、待望の飼料コンビナートの本格稼働が予定されています。今後は、更なる企業の誘致や貨物定期航路の開設が望まれています。

本町の産業活性化には、基幹産業である第1次産業の持続的な発展のうえに、地域資源を生かした商工業や観光の振興、雇用や移住促進に結び付けていくことが重要です。また、産業関係団体などによる新たな特産品の開発や販路拡大などの継続した取組が課題となっています。

### 2 生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくり

生涯にわたって心身ともに健康を保ち、元気に暮らせることが、幸せな人生につながります。高齢者の増加は、より身近な場所での治療や療養を求めることにもつながっており、町立国保病院を含めた地域医療の充実への期待は大きくなっています。さらに、適正な福祉サービスや年金、国保、高齢者・障がい者福祉の充実が望まれています。

また、町民一人一人が健やかに暮らすためには、健康的な生活習慣を身に付けることが大切であり、生活習慣病の予防や食生活の改善に対する意識を高める取組のほか、地域ぐるみの健康づくりが必要になっています。

さらに、次代を担う子供たちを健やかに育むためには、子育て支援施設の整備や児童福祉のさらなる充実が求められており、町民の皆さん誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。



### 3 豊かな心を育み潤いと生きがいのある生活が送れるまちづくり

全国的に小・中学生の学力低下や学校におけるいじめ問題など、さまざまな課題が指摘されており、学力向上とともに規範意識の向上や社会性の育成など、青少年の豊かな心を育むことが求められています。

本町においては、心身ともに調和のとれた教育の実現をめざし、児童の減少による小学校の統合や中学校と高等学校の6年間を計画的、継続的に取り組む「連携型中高一貫教育」が進められています。学力の向上や思いやりの心など豊かな心と健やかな体をバランスよく育むため、学校や家庭、地域が一体となって取り組むことが重要となっています。

町民一人一人が潤いと生きがいのある生活を送るうえで、文化、スポーツ、社会教育の推進が求められています。また、あらゆる機会・場所において学ぶことができる生涯学習の拠点施設を整備し、その成果を生かしながら地域の教育力をさらに高めていくことが望まれています。

### 4 快適で安全安心な生活ができるまちづくり

本町は、自然災害により数多くの被害を受けており、地震や津波、水害などの被害を最小限に抑えるため、建築物の耐震化や自力で避難できない人への支援体制の確立が求められています。また、地域における共同体意識や連帯意識が希薄となる傾向が強まる中、町民の皆さんが快適で安全安心な生活を送るためには、防火や防犯・交通安全の面でも地域の協力をいただきながら関係機関との連携をさらに密にし、きめ細かな対策を行うことが求められています。

また、高齢化や人口減少の進行に対応した、子供や高齢者に優しい道路整備、公共交通の確保、快適な住環境や良好な町並み整備などが望まれています。

### 5 町民と行政の協働による開かれたまちづくり

地方分権の進展により、地方自治体の自己責任と自己決定によるまちづくりが求められています。そのためには、行政主導から住民主体のまちづくりへの転換が必要であり、積極的な町民参加と町民の声をまちづくりに生かしていくことが重要です。本町では、町民に開かれた行政をめざし、広報・広聴活動、意見公募手続、情報公開、各種審議委員の公募などさまざまな取組を進めていますが、町民の皆さんと行政の協働によるまちづくりを推進するためには、さらに行政情報を共有し、町内会や各種団体などと連携を密にした取り組みのほか、効果的・効率的な行政運営のもと、安定した財政基盤を確立する必要があります。

今後は、多様な町民参加の機会づくりを基本に、町民と行政の合意形成や協力体制の仕組みが必要となります。

